

平成29年10月20日  
国土交通省  
海上保安庁

**「海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」を閣議決定**

平成28年5月18日に公布された「海上交通安全法等の一部を改正する法律」の施行期日を定める政令と施行に必要な規定の整備を行う政令が、本日、閣議決定されました。

## 1. 背景

非常災害が発生した場合における船舶交通の危険を防止するため、指定海域等にある船舶に対して海上保安庁長官が移動等を命ずることができることとするとともに、指定港内の水路及び指定海域内の航路を航行する船舶による通報の手続を簡素化する等の措置を講じる「海上交通安全法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第42号）が平成28年5月18日に公布されました。

今般、「海上交通安全法等の一部を改正する法律」の施行期日を定めるとともに、施行に必要な規定の整備を行います。

## 2. 概要

### （1）海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

○ 海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行期日を、平成30年1月31日とする。

### （2）海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

湾内における一体的な海上交通管制を行うため、「海上交通安全法等の一部を改正する法律」により創設された措置が適用される海域として、

○ 指定海域を、東京湾とする。

○ 指定港を、館山港、木更津港、千葉港、京浜港、横須賀港とする。

（別添資料参照）

## 3. 今後のスケジュール

公 布 平成29年10月25日（水）

施 行 平成30年1月31日（水）

問い合わせ先

海上保安庁交通部航行安全課 植松、石炭

連絡先 03-3591-6361（内線6302、6320）

03-3591-2776（直通・FAX）

●海上交通安全法等の一部を改正する法律 (平成28年5月18日 公布)

背景・必要性

- ・津波等の非常災害発生の高い蓋然性 ⇒海上交通の機能の維持
- ・湾内における船舶交通の混雑発生 ⇒安全性の向上及び国際競争力強化

「日本再興戦略」改訂2015 (平成27年6月30日閣議決定) <抄>  
 「海上交通安全法等の改正を含めた東京湾の一元的な海上交通管制を構築し東京湾の混雑を緩和」

改正案の概要

湾内における一体的な海上交通管制を行う海域(指定海域・指定港)に係る改正

非常災害時における海上交通の機能の維持

非常災害時の湾内の混乱を防止し、船舶を適切な海域に誘導するために必要な措置を海上交通センターで一体的に行うため、以下の特例を措置

- ① 船舶に対する移動命令等の制度の創設 (海上交通安全法)
- ② 交通障害の発生等に関する情報の聴取義務海域を湾内全域に拡大 (海上交通安全法及び港則法)
- ③ 入湾時における船名等の通報制度の創設 (海上交通安全法)



- ・津波等による船舶事故の未然防止
- ・円滑な海上交通の機能の維持

平時における安全性の向上及び国際競争力強化

湾内の海上交通管制を海上交通センターに統合し、一体的な管制を実施するため、以下の特例を措置

- ① 海上交通安全法と港則法に基づき、海上交通センターと港長に対して別々に行っている事前通報を海上交通センターに一本化し、手続を簡素化 (港則法)
- ② 港内の航路を航行しようとする船舶に対する入航時刻等の指示制度の創設 (港則法)



- ・民間船舶の事務負担の軽減
- ・船舶交通の混雑緩和

政令案の概要

●海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

東京湾において、レーダー、カメラ等の整備が完了し、運用を開始することとしている平成30年1月31日を施行期日とする。

●海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

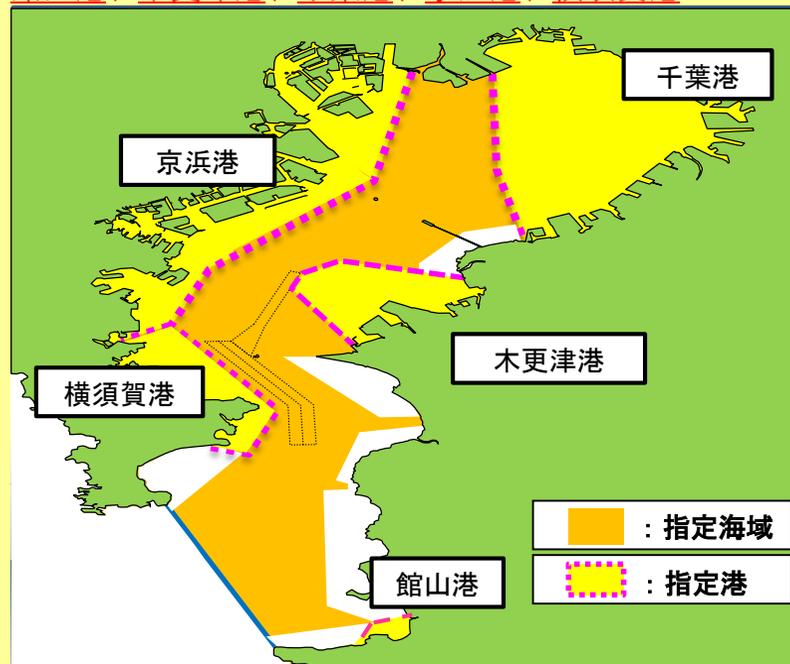
① 指定海域の設定

東京湾を指定

② 指定港の設定

東京湾内の全ての港 (5港) を指定

館山港、木更津港、千葉港、京浜港、横須賀港



今後のスケジュール(予定)

閣議決定: 平成29年10月20日  
 公布: 平成29年10月25日  
 施行: 平成30年1月31日

(新東京湾海上交通センター (新マーチス) 運用開始)